

派遣法改正を含む「働き方改革関連法案」、会期内成立は流動的

政府が今国会の最重要法案と位置付ける「働き方改革関連法案」が、4月27日の衆院本会議で審議入りしました。しかし、各省庁の一連の不祥事の疑惑解明に対する政府・与党の対応に反発し、4月半ばから全面的な審議拒否を続ける6野党は欠席。国会は会期末（6月20日）までの審議日程に余裕がないほか、与野党対立が激化する不正常的な状況にあり、**会期内成立を危ぶむ声が経済界と労働界の双方から聞かれます。6月に入った段階で、政府が成立を期して会期延長に踏み切れるかが注目されます。**さて、本格審議を前に、政府が4月6日に国会提出した法案のポイントを整理し、分かりやすくまとめました。

8 本の労働関係法を一括改正する政府の今回の動きは、例のない「大きな変革」への挑戦となります。内容は、

- (1) 残業時間の罰則付き上限規制など長時間労働の是正（労働基準法や労働安全衛生法などの改正）
- (2) 同一労働同一賃金を目指す雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保（パートタイム労働法や労働契約法、労働者派遣法の改正）
- (3) 高度プロフェッショナル制度（高度プロ）の創設（労働基準法などの改正）

——の大きく3つに分けることができます。

衆院本会議で審議入りした際の質疑で、安倍晋三首相は「（働き方改革は）一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジであり、働く人が実情に合わせた多様な働き方を選択できる社会を目指して、安倍政権として全力を傾注する」と強調しました。また、「大企業の働き方改革が下請けや小規模事業者にしわ寄せがいかないよう、同一労働同一賃金に向けた取り組みを含め政府として支援していく」と述べました。

具体的な改正項目と施行期日

①長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方（高度プロを含む）を実現するため、労働基準法、労働安全衛生法などを改正します。

■月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する。ただし、自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外あり。施行期日＝大企業が2019年4月、中小企業が2020年4月。

■有給休暇が年10日以上ある労働者について、このうち5日の取得を企業に義務付ける。施行期日＝2019年4月。

■月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。施行期日＝2023年4月。

■高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す成果型の「高度プロ」を創設する。施行期日＝2019年4月。

■従業員の健康管理に必要な情報を産業医に提供することを企業に義務付ける。施行期日＝2019年4月。

②不合理な待遇差を解消するための規定を整備するため、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の3法を改正します。

■有期雇用労働者の均等待遇規定を整備する。短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化する。

派遣法改正では、「派遣先の労働者との均等・均衡待遇」、または「一定の要件を満たす労使協定による待遇」——のいずれかを選択することを義務化し、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備する。施行期日＝基本的に2020年4月。ただし、パート法と労契法は中小企業が2021年4月。

与野党対決法案の過去の例と今後の見通し

2015年9月30日施行の労働者派遣法は、与野党対決法案でした。条文の誤記問題で法案取り下げ（14年通常国会）、衆院解散に伴い審議途中で廃案（14年秋の臨時国会）、15年の通常国会に与党修正を加えて再提出し、約4カ月間かけて成立にこぎ着けたという経緯があります。議論の舞台となる衆参の厚生労働委員会では、派遣法の審議の途中、日本年金機構の個人情報漏洩問題に関する「集中審議」を複数回挟んでおり、これが審議遅延の要因のひとつとなりました。

成立した国会でも、法案提出前の予算委員会（1月～3月）で野党が頻りに質疑で取り上げるなど、今回の「働き方改革関連法案」と類似点があります。さらに、派遣法は単独法案でしたが、今回は8本の「束ね法案」とあって、その動きに注目が集まっているのです。

与党内には「罰則付き上限規制は中小企業にとって時期尚早」、「同一労働同一賃金は言葉先行で現場に誤解と混乱を招く」といった、野党サイドとは異なる逆方面からの批判もあります。こうした背景なども総合すると、政府は相応の会期延長か、半ば強引な短時間審議と採決を衆参で断行しなければ「成立」は容易ではないと見られます。安倍首相が「働き方改革国会」と銘打っているだけに、国会審議でどのような妥協、修正をしてでも成立に持ち込む可能性も否定できない状況であり、今後の展開をつぶさに見ていく必要があります。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース